

## 掛川地域力向上委員会規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、掛川地域力向上委員会（以下「委員会」という）と称し、事務局を瀬戸市定光寺町1206番地、掛川公民館内に置く。

(目的)

第2条 委員会は、掛川地域の住民が安全に安心して暮らしを営むことができるよう、地域住民相互が協力し合い、住みよい地域づくりを進めることを目的とする。

(会員)

第3条 委員会は、掛川地域の自治会会員（以下「会員」という。）をもって構成する。

また、掛川地域の出身者、地域内在勤者及び事業所を賛助会員とすることができる。

(事業)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 掛川地域アクションプランの策定
- (2) アクションプランに基づく地域力向上活動の実施
- (3) 地域内の各種団体との連携協力体制の構築
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事業

(組織構成)

第5条 委員会に役員、運営委員及び会計監査を置く。

(1) 役員

会長	1名
副会長	2名
総務委員	若干名
事務局長	1名
常任委員	若干名
庶務	1名
会計	1名

(2) 運営委員 50名程度とし、必要に応じて増減することができる。

(3) 会計監査 2名

(職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は委員会の事務及び会計を統括する。
- 4 総務委員・常任委員は、委員会の運営の基本事項を審議する。
- 5 庶務は、委員会の一般事務を行う。
- 6 会計は、委員会の会計業務を行う。
- 7 運営委員は、委員会の運営に当たる。
- 8 会計監査は、委員会の会計を監査する。

(選出)

第7条 会長は、自治会及び関係団体が組織する選考委員会においてこれを選出し、総会の承認を得る。

- 2 副会長、総務委員、事務局長・常任委員、庶務、会計は会長が指名し、総会の承認を得る。
- 3 運営委員は、自治会及び関係団体において選出し、会長が委嘱する。
- 4 会計監査は、自治会及び関係団体において選出し、総会の承認を得る。

(任期)

第8条 役員、運営委員及び会計監査の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 委員会の会議は、総会、総務会、役員会、運営委員会及び専門部会とする。

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成し、次の事項を協議する。

- (1) 事業計画に関すること
  - (2) 予算及び決算に関すること
  - (3) 規約の変更に関すること
  - (4) その他の必要事項
- 2 総会は、出席会員により協議し、出席者の過半数をもって議事を決する。

(総務会)

第11条 総務会は、会長、副会長、事務局長、総務委員、庶務、会計によって構成し、主として基本事項を立案する、又専門部に属さない事項を掌る。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、事務局長、総務委員、常任委員、庶務、会計によって構成し、主として基本事項を協議する。

(運営委員会)

第 13 条 運営委員会は、前条の役員のほか運営委員によって構成し、主として具体事項を協議する。

(グループ)

第 14 条 事業の効率的な実施を行なうため、アクションプランに掲げられた課題ごとにグループを置く。

2 グループは、会員をもって構成し、グループ長を置く。

(顧問)

第 15 条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が総会の承認を得て委嘱する。

3 顧問は、会長の相談に応じるものとする。

(会計)

第 16 条 委員会の経費は、助成金その他の収入をもって充てる。

2 委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(監査報告)

第 17 条 会計監査の結果は、総会に報告するものとする。

(補則)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮り、会長が別に定めるものとする。

(付則)

- ・ この規約は、平成 26 年 5 月 10 日から施行する。
- ・ この規約は、平成 27 年 5 月 9 日から施行する。但し、第 14 条の改正については、平成 26 年 10 月 3 日（アクションプラン完成報告会）にさかのぼって適用する。
- ・ この規約は、平成 28 年 5 月 7 日から施行する。

## 掛川地域力向上委員会「お助けたい」活動規定

第1条 名 称 「掛川お助けたい」と称する。

第2条 目 的 掛川地区住民の日常生活の中での困りごとを手助けし、明るく住みよい地域環境を作ることを目的とする。

第3条 構 成 員 お助けたい員は掛川地区の住民で、本規定に賛同し参加できる者とする。

- ・グループリーダーを両町に1名ずつ配置する。
- ・グループリーダーは、作業指示書・作業記録の保管を行う。
- ・広報活動は、広報部に委ねる。

第4条 活動費用 (1) 作業にかかる費用は無料とする。但し、作業に必要な原材料や消耗品代、及び使用した水道代・電気代等は依頼者負担とする。なお、草刈り機使用の場合、その燃料・チップソー・紐等は地域力向上委員会のものを使う。

(2) 作業に必要な道具・工具類は原則としてお助けたい員の個人所有のものを使用するが、特殊な道具・工具類は掛川地域力向上委員会で準備する。

第5条 作業項目 掛川お助けたいが行う作業項目は下記項目とする。ただし、住民からの要望に応えるため、第9条禁止項目以外で作業対応ができるものは順次見直し、追加することができる。

### お助けたい作業項目

- |                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| ・ゴミ出し                     | ・見守り、声掛け          |
| ・庭の草刈り、雑草取り               | ・簡単な庭木の剪定         |
| ・照明器具の取り換え、球替え            | ・粗大ごみの整理          |
| ・家具の移動                    | ・日常品の買い物代行(同乗は不可) |
| ・障子紙の張替え                  | ・家具転倒防止対策         |
| ・簡単なペンキ塗り                 | ・簡単な大工作業          |
| ・簡単な TV 機器の配線変更、電化製品の使い方等 |                   |

第6条 作業開始と終了確認

作業者は依頼者宅到着後、依頼者に自己紹介し、作業内容の確認を行い作業を開始する。作業後は、依頼者の確認を得て終了とする。

## 第7条 作業指示書の発行及び作業内容記録の保管

グループリーダーは作業実施に関わる作業指示書を発行し、作業者は作業終了後速やかに別途規定する作業報告書に活動内容を記入し、グループリーダーに提出する。グループリーダーはこれを保管するとともに、以後活動内容の見直し、広報活動への参考資料に供する他、両自治会・関係機関への資料として提供する。提供する資料項目は、作業件数・内容・依頼者の感想等に限定し、個人情報に係わる項目は除く。

## 第8条 災害補償

お助けたい活動に伴い、誤って第三者の身体や財物に損害を与えた場合及び作業者が怪我(死亡含む)した場合の災害補償は、瀬戸市市民活動災害補償制度を適用する。

## 第9条 禁止事項

(1) 介護保険法その他法律で規定されている公的資格を必要とするものやプライバシー保護などの観点から次の①から③の作業や行為は行わない。

### ①身体介護

- ・入浴介助…入浴の介助または、入浴が困難な方への清拭
- ・排泄介助…排泄の介助、おむつ交換など
- ・食事介助…高齢者、幼児への食事の介助
- ・体位変換…体位の変換、及び補助
- ・外出介助…自家用車での買い物同行
- ・通院介助…自家用車での通院介助、タクシーでの通院同行
- ・その他…爪切り、散髪、ひげそり、入退院の付添い、リハビリ、マッサージ等

### ②日常生活援助

- ・預貯金の引き下ろしや貴重品等の管理
- ・各種支払いやキャッシュカード、通帳、印鑑、現金等の金銭管理代行
- ・日用品以外の高価な買い物代行
- ・銀行、郵便局、役所での手続き代行及び付添い
- ・電化製品、厨房設備、水周り設備等の故障修理
- ・自家用車での送迎
- ・田畑、雑種地等の草刈り

### ③その他

- ・利用者もしくはその家族等に対する政治活動、宗教活動、営利活動、迷惑行為
- ・作業代金に属する金銭の授受
- ・お助けたい活動を通じて知り合ったことによる個人的活動。

(2) お助けたい活動で知り得た個人情報は何人にも公開しない。

第 10 条 本規定の改定

本規定の改定は、掛川地域力向上委員会役員会の審議を経て改定することができる。

附則：本規定は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

